○宇部市国民保護協議会条例

平成十八年三月二十九日

条例第七号

改正　平成二二年三月三〇日条例第一号

平成二九年一二月二五日条例第二五号

令和三年一二月二四日条例第三五号

（趣旨）

第一条　この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第四十条第八項の規定に基づき、宇部市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員及び専門委員）

第二条　協議会の委員の定数は、二十五人以内とする。

２　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会長の職務代理）

第三条　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第四条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第五条　協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

４　部会長は、部会の事務を掌理する。

５　部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

６　前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

（幹事）

第六条　協議会に幹事三十人以内を置く。

２　幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。

３　幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

（庶務）

第七条　協議会の庶務は、総務部において処理する。

（平二二条例一・平二九条例二五・令三条例三五・一部改正）

（委任）

第八条　この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成二十二年三月三十日条例第一号）

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附　則（平成二十九年十二月二十五日条例第二十五号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附　則（令和三年十二月二十四日条例第三十五号）抄

（施行期日）

１　この条例は、令和四年四月一日から施行する。